



公認会計士 松澤 修



組合会計
相談コーナー

No. 455

個別評価債権に対する貸倒引当金の計上

Q

法人税法における貸倒引当金の計上は、金銭債権を一括評価債権と個別評価債権に区分し、その区分ごとに繰入限度額を計算し、その合計額が貸倒引当金繰入限度額となると聞いています。貸倒引当金の対象債権のうち、個別評価債権は、貸倒れが決定するまでには至らないが、多額の貸倒れが予想される債権であるとのことですが、個別評価債権の該当するのはどのような債権ですか。その個別評価債権に対する繰入限度額はどのように算定されるのですか。

A

法人が、事業年度終了の時ににおいて有する売掛金・未収金・貸付金等の債権について、貸倒引当金を計上するには、貸倒引当金の対象となる債権を法人税法に定める個別評価債権(法52①)と個別評価債権以外の一括評価債権(法52②)とに区分し、その区分された債権ごとに貸倒引当金の繰入限度額を計算し、その合計額を貸倒引当金繰入限度額とする。このうち、個別評価債権は次の事由に基づく債権であり、その繰入限度額は、次に示すように、それぞれの事由別に算定し(令96)、確定申告書の提出に当たっては法人税別表11(1)「個別評価金銭債権にかかる貸倒引当金の損金算入に関する明細書」を添付する。

事 由	繰入限度額
債務者について生じた次の事由に基づいて、その弁済が猶予され、又は賦払いにより弁済される場合 ●会社更生法による更生計画認可の決定 ●民事再生法による更生計画認可の決定 ●会社法の規定による特別清算認可の決定 ●法令の規定による整理手続きによらない関係者の協議(債権者集会・第三者の斡旋協議等)による決定	その事由が生じた事業年度終了の日から5年を超えて弁済される金額(担保権の実行により弁済の見込みがある部分を除く)
債務者に次の事由があり、その個別債権の一部について取立ての見込みがない場合 ●債務超過の状態が相当期間継続し、かつ営む事業に好転の見通しがないこと ●災害・経済事情の急変等により多額の損害が生じたこと	取立ての見込みがないと認められる金額

事 由	繰入限度額
債務者について、次の事由が生じている場合 ●会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て ●民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て ●破産法の規定による破産手続き開始の申立て ●会社法の規定による特別清算開始の申立て ●手形交換所による取引停止処分	その個別評価債権金額の50%相当額
外国の政府・中央銀行又は地方公共団体に対する個別債権が、長期にわたる債務の履行遅延により、その経済価値が減少し、かつその弁済が困難である事由が生じている場合	その個別評価債権金額の50%相当額

法人が貸倒引当金の表示に代えて、「取立不能見込額」と表示した場合においても、その取立不能見込額が財務諸表の注記により確認でき、かつ貸倒引当金勘定の繰入れであることが総勘定元帳及び確定申告書において明らかにされているときは、その取立不能見込額は貸倒引当金勘定繰入額として取り扱う（基通11-2-1）。

平成20年度 第2四半期 組合会計・法律相談のご案内

本会では、専門家による組合運営に関わる会計並びに法律の特別相談を実施しています。平成20年度第2四半期（7月～9月）の相談日は下記のとおりです。毎回好評を博し、予約が埋まってしまうので、お早目にお申込ください。なお、原則として会計相談は金曜日、法律相談は木曜日となっております。

●会計相談

まつざわ ただす
公認会計士 松澤 修 先生

7月 11日(金)／18日(金)／25日(金)

8月 8日(金)／22日(金)

9月 12日(金)／26日(金)

●法律相談

やすい のりお
弁護士 安井 規雄 先生
東京弁護士会所属・東京都弁護士協同組合専務理事

7月 10日(木)

8月 21日(木)

9月 11日(木)

留 意 事 項

- 時 間
いずれも午後1時30分から4時30分まで（1時間毎です）
時間区分①1：30～2：30
②2：30～3：30
③3：30～4：30
- 場 所
東京都中小企業会館9階
東京都中央会情報課内「相談室」
- 相 談 料
無料（会員組合限定）
- 申 込 方 法
必ず事前に電話・FAXで下記宛にお申し込み下さい。
お申し込みの際には、組合名・相談者名・電話番号・相談内容をお知らせください。
- 申 込 先
東京都中央会 情報課
☎ 03-3542-0389
FAX 03-3545-2190